

平成 2 4 年

8 月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会
会 議 録

開会：平成 2 4 年 8 月 2 9 日

閉会：平成 2 4 年 8 月 2 9 日

会期：1 日

彦根愛知犬上広域行政組合議会

平成24年8月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会会議録目次

平成24年8月29日（水）

◆議事日程	1
◆本日の会議に付した事件	1
◆会議に出席した議員	2
◆会議に欠席した議員	2
◆会議に出席した事務局職員	2
◆議場に出席した説明員	2
◆議事次第	
◇議席の指定	4
◇会議録署名議員の指名	5
◇会期の決定	5
◇選挙第1号上程	5
◇議案第4号上程	6
◇質疑	18
◇討論	23
◇採決	24
◇議案第5号上程	25
◇質疑	26
◇討論	26
◇採決	27
◇議案第6号から議案第8号の一括上程	27
◇質疑	28
◇討論	29
◇採決（議案第6号）	29
◇採決（議案第7号）	29
◇採決（議案第8号）	29
◇一般質問	30
◆付録	
◇全員協議会	47

平成24年8月29日（水）

◆議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 選挙第1号上程
- 第5 議案第4号上程
- 第6 議案第5号上程
- 第7 議案第6号上程
- 第8 議案第7号上程
- 第9 議案第8号上程
- 第10 一般質問

◆本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 選挙第1号
彦根愛知犬上広域行政組合議会副議長の選挙について
- 日程第5 議案第4号
平成23年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第6 議案第5号
平成24年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第1
号）
- 日程第7 議案第6号
彦根愛知犬上広域行政組合公平委員会委員の選任につき同意を求
めることについて
- 日程第8 議案第7号

彦根愛知犬上広域行政組合公平委員会委員の選任につき同意を求
めることについて

日程第 9 議案第 8 号

彦根愛知犬上広域行政組合公平委員会委員の選任につき同意を求
めることについて

日程第 10 一般質問

◆会議に出席した議員（17名）

1 番	木村 修	議員	2 番	有馬 裕次	議員
3 番	川添 武史	議員	4 番	西山 勝	議員
5 番	山内 善男	議員	6 番	西澤 伸明	議員
7 番	深田 治夫	議員	8 番	中島 幸子	議員
9 番	小川喜三郎	議員	10 番	上杉 正敏	議員
11 番	田中 滋康	議員	12 番	本田 秀樹	議員
14 番	宮田 茂雄	議員	15 番	安藤 博	議員
17 番	嶋中まさ子	議員	18 番	外川 善正	議員
19 番	北村 収	議員			

◆会議に欠席した議員（2名）

13 番	西川 正義	議員	16 番	前川 春夫	議員
------	-------	----	------	-------	----

◆会議に出席した事務局職員

事務局長	宮本 守	書記	小椋 恭子
書記	高橋 大		

◆議場に出席した説明員

管理者	獅山 向洋	副管理者	村西 俊雄
副管理者	伊藤 定勉	副管理者	北川 豊昭

副管理者 久保 久良
総務課長 馬場 敬人
紫雲苑場長 谷川 勝彦

会計管理者 長谷川 隆司
建設推進室長 牛澤 史幸
中山投棄場場長 水森 豊孝

◆議場に欠席した説明員（0名）

◆ 議事内容

平成 24 年 8 月 定例会

【開会】

議 長 今定例会の開会に当たり、管理者よりあいさつをお願いいたします。

管 理 者 どうも皆さんこんにちは。

まあ、本当に暑い夏がですね、ようやく終わりに近づいておるわけですが、本日も大変暑うございます。どうか皆さんにおかれましてはですね、この長い暑い夏の疲れが出ないようにですね、お互いに頑張りたいものだと思っております。

さて、平素から当組合の管理運営に格別のご支援とご理解を賜っております、心からお礼を申し上げますのでございます。

今定例会は、「平成 23 年度一般会計決算の認定」、「平成 24 年度一般会計補正予算」、および「公平委員会委員の選任同意」の 3 つの案件につきましてですね、ご提案させていただきますので、どうか慎重なご審議のうえ、適切にご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

午後 2 時 03 分 開会

議 長 それでは、ただ今から、平成 24 年 8 月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、17 名で会議開会定足数に達しております。

よって、平成 24 年 8 月定例会は、成立いたしました。

直ちに、本日の会議を開きます。

【議席の指定】

議 長 日程第 1、新たに就任いただきました議員の「議席の指定」を行います。

議席は、ただ今、ご着席の議席といたします。

【会議録署名議員の指名】

議長 次に、日程第 2、本日の会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員に、14 番 宮田茂雄君、15 番 安藤博君を指名いたします。

【会期の決定】

議長 次に、日程第 3、「会期の決定」を議題とします。
お諮りいたします。今定例会の会期は、本日 1 日間といたします。これにご異議ありませんか。

—異議なしの声—

議長 ご異議なしと認めます。
よって、今定例会の会期は、本日 1 日間と決定しました。

【選挙第 1 号上程】

議長 次に、日程第 4、副議長の選挙を行います。
お諮りします。
選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 号の規定によって、指名推選にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

—異議なしの声—

議長 ご異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。
お諮りします。
指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。
ご異議ありませんか。

—異議なしの声—

議 長 異議なしと認めます。
よって、議長が指名することに決定いたしました。
副議長に、川添武史君を指名いたします。
お諮りいたします。
ただいま、議長が指名しました川添武史君を副議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

—異議なしの声—

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、川添武史君が、副議長に当選されました。
当選されました、川添武史君が議場におられますので、当選の告知をいたします。
副議長 川添武史君から、ご挨拶をお願いします。
川添議員 ただいま、皆様方のご推挙によりまして、副議長に就任をさせていただくことになりました、多賀町議会の川添でございます。
皆様方のご支援、ご指導を仰ぎながら、当組合のこれから副議長の役職を務めてまいる所存でございますので、どうぞよろしく願いいたします。
議 長 ありがとうございます。

【議案第4号上程】

議 長 次に、日程第5、議案第4号「平成23年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。
職員に議案を朗読させます。

事務局職員

—議案の朗読—

議 長 提案者の説明を求めます。管理者。
管 理 者 それでは、管理者の方から概略について、ご説明を申し上げたいと思

います。

お手元の議案書で、別冊としております議案第4号「平成23年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について」をご参照いただきたいと思います。

その概要でございますが、ご承知のとおり、大変財政状況の厳しい折から、予算執行には十分留意して、極力、経費の削減に努めたところでございます。その結果でございますが、平成23年度一般会計歳入歳出につきましては、予算総額がそれぞれ496,859,000円に対しまして、歳入決算額は496,795,341円、歳出決算額480,637,321円となりました。その結果、歳入歳出差引額は16,158,020円となったものでございます。

なお、本決算に関しましては、去る7月17日に、監査委員による決算審査を実施していただきまして、「各計数や内容は、適正と認められる。」との審査意見をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

それでは、詳細につきましては、事務局から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長 続いて、事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。

総務課長 それでは、事務局の方から詳細につきまして説明をさせていただきます。

まず、お手元の方の「平成23年度（2011年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算書」によりましてご説明をさせていただきます。

本決算書、まず1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入予算額および歳出予算額はそれぞれ494,859,000円でございます。これに対しまして、歳入決算額は496,795,341円、歳出決算額は480,637,321円で、歳入歳出差引残額は16,158,020円となりまして、繰越明許費、繰越額等はございませんので、実質収支額といたしまして16,158,020円でございます。この実質収支額は、地方自治法第233条の2の規定によりまして、平成24年度へ繰越をいたしております。

次に2ページをお開きいただきたいと思います。

歳入の総括でございます。一番右列の欄で予算現額と収入済額との比較をしております。一番下の歳入合計欄でございますが、予算額より1,936,341円多く収入いたしました。また、不能欠損額および収入未済

額はございませんでした。

続いて3ページにお移りいただきたいと思ひます。

3ページは、歳出の総括でございます。同様に一番右列の欄で予算現額と支出済額との比較をしております、一番下の歳出合計欄ですが、入札執行残額や経費節減の取組によりまして、予算額から14,221,679円の不用額となったものでございます。

続きまして、その詳細につきまして、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明をいたします。

5ページをお開きいただきたいと思ひます。

5ページまず、歳入の事項別明細書でございます。上から科目の順に、第1款「分担金及び負担金」は、組合規約および負担金に関する条例の規定により、起債償還経費および管理運営経費を構成団体で按分いたしまして、所用額の2割を均等割、残り8割を人口割として積算し、右から4列目の収入済額の欄でございますが、合計で448,438,000円を構成市町にご負担いただき、収入いたしました。第1項「分担金」、第1目「分担金」、第1節「市町分担金」につきましては、起債償還経費として231,726,000円、また、第2項「負担金」、第1目「負担金」、第1節「市町負担金」につきましては、管理運営経費として216,712,000円でございます。なお、各構成市町別の内訳につきましては、それぞれ備考欄のとおりでございます。前年度比では、「分担金」は起債償還額の増加で4,178,000円の増加、「負担金」は事業経費の減で9,389,000円の減少で、合計では5,211,000円の減少となったものでございます。

続きまして6ページにお移りいただきたいと思ひます。

第2款「使用料及び手数料」は、合計で29,193,200円を収入いたしました。第1項「使用料」、第1目「衛生使用料」、第1節「斎場使用料」につきましては、人体、動物の火葬等で合計2,429件を取扱いいたしまして、24,943,000円を収入いたしました。次、第2節「投棄場使用料」につきましては、有料取扱いの埋立ごみの取扱いで531,275kgを埋立処理いたしまして、金額で4,250,200円を収入いたしました。内訳は、それぞれ備考欄のとおりでございます。前年度比では、斎場、投棄場の合計で、334,440円の減少でございます。

次に、第3款「財産収入」は、第1項「財産運用収入」、第1目「利子及び配当金」、第1節「利子及び配当金」につきまして、備考欄に記載の

4つの各基金の定期預金の利息で66,952円を収入いたしました。

次に、第4款「繰入金」は、第1項「基金繰入金」、第1目「退職手当基金繰入金」、第1節「退職手当基金繰入金」につきまして、存目として1,000円を計上いたしておりましたが、該当者はなく、基金取崩の繰入額はございませんでした。

次に7ページをお開きいただきたいと思います。

第5款「繰越金」は、第1項「繰越金」、第1目「繰越金」、第1節「前年度繰越金」につきまして、前年度（平成22年度）からの繰越金として18,966,098円を収入いたしました。

次に、第6款「諸収入」は、合計で131,091円を収入いたしました。第1項「預金利子」、第1目「預金利子」、第1節「預金利子」は、一時扱金普通預金口座等の利息で135円を収入いたしました。第2項「雑入」、第1目「雑入」、第1節「雑入」は、備考欄に記載の内訳のとおり骨箱・分骨袋の売却、自動販売機設置料等で130,956円を収入いたしました。

以上が、歳入の決算でございまして、歳入合計の欄でございしますが、予算額494,859,000円に対しまして、歳入総額496,795,341円で、不納欠損額、収入未済額はございませんでした。収入率にして100.39%でございました。前年度比では、22,531,182円の減少ですが、前年度には退職手当基金繰入金の約18,400,000円が含まれておりますので、実質4,191,413円の減少となったものでございます。

次に、歳出の事項別明細書をご説明いたします。

8ページをご覧くださいと思います。

8ページ上から第1款「議会費」、第1項「議会費」、第1目「議会費」は、議会運営に要しました経費でございまして、内訳といたしましては、第9節「旅費」のみでございしますが、8月と2月の定例会、また11月の臨時会の計3回分の議員費用弁償として、同様に右から4列目の支出済額の欄でございしますが、106,000円を支出いたしました。

次に、第2款「衛生費」でございしますが、これは組合の各事業所の管理運営に係る経費でございまして、予算現額261,945,000円に対しまして、248,806,883円を支出いたしました。

第1項「衛生管理費」、第1目「一般管理費」は、これは総務課の事務経費および職員の人件費等でございまして、予算現額128,978,000円に対しまして、125,854,006円を支出いたしました。不用額は3,123,994

円で行いました。前年度比では、20,248,109 円の減少で、主な要因は退職手当の減少によるものでございます。

内訳といたしまして、まず第 1 節「報酬」は、監査委員 2 名の報酬で、165,499 円を支出いたしました。次に、第 2 節「給料」また第 3 節「職員手当」は、プロパー職員 8 名および市町派遣職員 6 名の合計 14 名分で行いまして、第 2 節「給料」は合計で 51,130,943 円、第 3 節「職員手当」は、期末勤勉手当や時間外勤務手当等として合計で 40,691,604 円を支出いたしました。所属別の内訳は、総務課が 4 名、紫雲苑が 4 名、中山投棄場が 3 名、建設推進室が 3 名で、それぞれ備考欄記載のとおりでございます。第 4 節「共済費」は、プロパー職員 8 名、市町派遣職員 6 名、また嘱託職員 1 名と臨時職員が 3 名の合計 18 名に係ります、滋賀県市町村職員共済組合費、滋賀県市町村職員互助会費、社会保険料等として合計で 18,399,863 円を支出いたしました。次に、9 ページをお開きいただきたいと思っております。第 5 節「災害補償費」は、存目として 1,000 円を計上してございましたが、支出はございませんでした。次、第 7 節「賃金」は、嘱託職員として投棄場の場長 1 名、臨時職員として斎場に 2 名と投棄場に 1 名、合計では 4 名分で 8,669,448 円を支出いたしました。第 9 節「旅費」は、県や関係機関の会議等への出張旅費で 33,960 円を支出いたしました。第 10 節「交際費」は、管理者交際費として 2 件のご香料で、15,000 円を支出いたしました。第 11 節「需用費」は、事務用品等の消耗品費、公用車の燃料費、会議・来客用茶菓の食糧費、印刷物の印刷製本費で、合計 582,112 円を支出いたしました。内訳は、備考欄のとおりでございます。第 12 節「役務費」は、電話・FAX・インターネット通信料、また、口座振替手数料、自動車保険料で、合計 208,837 円を支出いたしました。第 13 節「委託料」は、滋賀県市町村職員共済組合への職員健康診断委託で 64,901 円を支出いたしました。第 14 節「使用料及び賃借料」は、コピー・FAX 複合機のリース料、またこちら豊栄のさとの事務所使用料、ホームページの管理用 ASP 使用料で、合計 1,338,060 円を支出いたしました。第 18 節「備品購入費」は、パソコンの LAN 接続ハードディスクの購入で 48,825 円を支出いたしました。第 19 節「負担金補助及び交付金」は、社会保険協会費、組合の職員互助会への補助金、市町派遣職員の退職手当組合負担金で、合計 4,504,954 円を支出いたしました。第 22 節「補償補填及び賠償金」は、存目として 1,000 円を計上

してございましたが、支出はございませんでした。

続いて、10 ページをお開きいただきたいと思います。

第 2 目「財政調整基金積立金」は、前年度繰越金からの積立分と、定期預金の利息分で合計 17,478,791 円を積立いたしました。

次、第 3 目「投棄場重機・施設整備基金積立金」は、定期預金の利息分で 20,033 円を積立いたしました。

次、第 4 目「斎場施設整備基金積立金」は、定期預金の利息分で 18,550 円を積立いたしました。

次、第 5 目「退職手当基金積立金」は、プロパー職員 8 名分に係りま
す滋賀県市町村職員退職手当組合により定められた率、給料の 170/1000
でございますが、その積立分と、定期預金の利息分で合計 4,389,249
円を積立いたしました。

次に、第 2 項「保健衛生費」、第 1 目「斎場管理費」でございますが、
これは斎場、紫雲苑の運営・維持管理に要した経費でございます。予
算額 25,472,000 円に対しまして、22,109,719 円を支出いたしました。
不用額は 3,362,281 円でございます。前年度比では、4,266,135 円の
減少で、主な要因といたしましては火葬炉の修繕料や施設の工事請負費
の減少によるものでございます。

内訳といたしまして、第 11 節「需用費」は、事務用品や火葬用ローソ
ク等の消耗品費、火葬用灯油等の燃料費、また会議・来客用茶葉の食糧
費、印刷物の印刷製本費、電気・水道等の光熱水費、また火葬炉の経年
劣化に伴う修理等の修繕費で、合計では 14,907,420 円を支出いたしまし
た。内訳は、備考欄のとおりでございますが、その内、火葬炉設備の修
繕には 4,374,594 円を要してございます。次、第 12 節「役務費」は、電
話・FAX・インターネット通信料、また、浄化槽法定検査手数料、建物火
災保険料で、合計では 320,348 円を支出いたしました。次、第 13 節「委
託料」は、火葬施設の維持管理、また設備の法定点検等に関し、必要と
なる業務委託を行いまして、合計では 6,301,365 円を支出いたしました。
内訳は、10 ページから 11 ページに渡ってございますが、備考欄のと
おり、電気工作物保安管理委託業務など 15 業務の委託を行ったものでござ
います。また、平成 23 年 6 月からは、火葬業務の休日等委託業務の導入
を行った状況でございます。次、11 ページの方でございますが、第 14
節「使用料及び賃借料」は、FAX 複合機、ガス警報器のリース料、NHK

受信料で、合計 110,008 円を支出いたしました。第 18 節「備品購入費」は、ノート型パソコン 2 台の更新、業務用掃除機、水中ポンプ、事務機などの購入で、合計で 445,578 円を支出いたしました。第 19 節「負担金補助及び交付金」は、日本斎苑協会会費、防火管理者講習受講料で、合計 25,000 円を支出いたしました。

続きまして、12 ページをお開きいただきたいと思います。

12 ページ、第 3 項「清掃費」でございます。まず、第 1 目「投棄場管理費」は、中山投棄場および日夏投棄場の運営・維持管理に要した経費でございまして、予算額 84,396,000 円に対しまして、78,068,398 円を支出いたしました。不用額は 6,327,602 円でございます。前年度比では、4,688,705 円の減少で、主な要因としては水処理設備の修繕料や施設の工事請負費の減少によるものでございます。

内訳といたしまして、第 4 節「共済費」は、中山投棄場の臨時職員の労災保険料で 112,567 円を支出いたしました。第 7 節「賃金」は、中山投棄場の臨時職員として搬入物検査・宿日直員 9 名の賃金で、合計 8,397,447 円を支出いたしました。第 8 節「報償費」は、投棄場建設に係る地元との協定に基づく地元協力感謝金等で、合計 2,850,000 円を支出いたしました。内訳につきましては、鳥居本学区自治連合会へ 1,200,000 円、中山町中山自治会へ 600,000 円、三津屋町自治会へ 1,000,000 円、三津屋農業組合へ河川清掃費として 50,000 円でございます。次、第 9 節「旅費」は、県や関係機関の会議等への出張旅費で 16,860 円を支出いたしました。次、第 11 節「需用費」は、事務用品や浸出水処理用薬品等の消耗品費、また重機等の燃料費、会議・来客用茶葉の食糧費、印刷物の印刷製本費、電気・水道等の光熱水費、また浸出水処理設備や重機の経年劣化に伴います修理等の修繕料で、合計では 27,059,680 円を支出いたしました。内訳は、備考欄のとおりでございますが、その内、浸出水処理設備の修繕には 14,968,800 円を、重機・ダンプ等の修繕には 4,169,231 円を要してございます。次に、第 12 節「役務費」は、電話・FAX・インターネット通信料、また、重機の車検手数料等、あと建物・自動車の保険料で、合計 739,921 円を支出いたしました。次、第 13 節「委託料」は、中山および日夏投棄場の浸出水処理施設の維持管理、また設備の法定点検、法令・公害防止協定に基づく水質検査等に関し、必要となる委託業務を行いまして、合計で 34,292,022 円を支出いたしました。

内訳は、12 ページから 13 ページに渡ってございますが、備考欄のとおり、浸出水処理施設の維持管理委託業務など 16 業務の委託を行ったものでございます。それでは、続いて 13 ページで、第 14 節「使用料及び賃借料」は、中山投棄場の覆土置場用地の借地料、またコピー機リース料、浸出水等データ保存用監視システムリース料等で、合計 2,492,666 円を支出いたしました。第 16 節「原材料費」は、覆土用の山土や砕石の購入で、合計 1,398,000 円を支出いたしました。次に 14 ページにお移りいただきまして、第 18 節「備品購入費」は、ノート型パソコン 3 台の更新、ウォーターバス、エンジンポンプなどの購入で、合計 562,335 円を支出いたしました。次、第 19 節「負担金補助及び交付金」は、滋賀県廃棄物適正管理協議会費で 10,000 円を支出いたしました。第 27 節「公課費」は、公用車のダンプ 3 台の自動車重量税で 136,900 円を支出いたしました。

それでは、続きまして第 2 目「塵芥焼却場費」でございますが、こちらは、新しいごみ処理施設の建設に係ります建設推進室の運営に要した経費でございます。予算額 931,000 円に対しまして、868,137 円を支出いたしました。不用額は 62,863 円でございます。前年度比では、258,975 円の増加で、主な要因としては備品購入費の増加によるものでございます。

内訳といたしまして、第 9 節「旅費」は、県や関係機関の会議等への出張旅費で 40,680 円を支出いたしました。次、第 11 節「需用費」は、事務用品等の消耗品費、また公用車の燃料費で、合計 148,727 円を支出いたしました。内訳は、備考欄のとおりでございます。次に、第 12 節「役務費」は、郵便切手代、公用車の保険料で、合計 25,610 円を支出いたしました。次、第 14 節「使用料及び賃借料」は、建設推進室の公用車のリース料で 196,560 円を支出いたしました。次、第 18 節「備品購入費」は、会議用パソコン 1 台、プロジェクター、モバイルスクリーンなどの購入で、合計 456,560 円を支出いたしました。

引き続き、第 3 款「公債費」、第 1 項「公債費」でございますが、こちらは投棄場の建設や改修に当たって借入れを行いました、投棄場の施設整備事業債に係る償還として、合計で 231,724,438 円を支出いたしました。

内訳といたしまして、まず第 1 目「元金」は、元金償還金として

224,795,343 円を支出いたしました。次、15 ページにお移りいただきまして、第 2 目「利子」でございますが、こちらは利子償還金として 6,929,095 円を支出いたしました。

次に、第 4 款「予備費」、第 1 項「予備費」、第 1 目「予備費」、こちらは、予算 1,000,000 円を計上してございましたが、執行はございませんでした。

以上が、歳出の決算でございます。歳出合計の欄でございますが、予算額 494,859,000 円に対しまして、歳出総額 480,637,321 円で、翌年度繰越額はなく、不用額は 14,221,679 円でございます。執行率にして 97.13% でございます。前年度比では、19,723,104 円の減少でございますが、前年度の退職手当を除きますと、実質 1,383,335 円の減少となったものでございます。

それでは、次に決算書、16 ページをご覧くださいと思います。

16 ページが、「実質収支に関する調書」でございます。この表の区分 3 の歳入歳出差引額は 16,158,020 円で、翌年度へ繰越すべき財源はありませんので、区分 5 の実質収支額は同額の 16,158,020 円となったものでございます。

次に、17 ページにお移りいただきたいと思います。

17 ページの資料は、「財産に関する調書」でございます。こちらの「1 公有財産」の「(1) 土地建物」の状況につきましては、前年度と増減はございませんでした。

次、18 ページをご覧くださいと思います。「2 物品」につきましては、50 万円以上の物品、備品の状況でございますが、前年度と増減はございません。

次、「3 基金」でございますが、こちらは、決算年度末、平成 23 年度末の現在高といたしまして、右から 2 列目の欄でございますけれど、財政調整基金が 41,643,042 円、投棄場重機・施設整備基金が 50,102,859 円、斎場施設整備基金が 46,393,898 円、退職手当基金が 43,580,822 円で、4 つの基金合計で、181,720,621 円でございます。増減高といたしましては、増減の内訳を備考欄に記載してございますが、利息分の積立のほかに、財政調整基金は前年度繰越金からの積立、また退職手当積立基金は退職手当相当の積立の増加がございましたので、4 つの基金では、前年比 21,906,623 円の増加となりました。なお、基金の取崩しはございませんでした。

以上が、平成 23 年度一般会計歳入歳出決算でございます。

それでは、引き続きまして決算書の方に添付してございますが「主要施策の概要」、こちらの資料につきまして、ご報告をいたします。

まず、「主要施策の概要」1 ページをご覧くださいと思います。

こちらの資料は、平成 23 年度予算額および決算額の資料でございます。右から 4 列目の欄では「平成 23 年度予算現額と決算額との比較」、また、右から 2 列目の欄では「平成 23 年度決算額とその前年度、22 年度の決算額との差引」の増減比較をしているものでございます。歳出に係る前年度との比較、右から 2 列目につきまして、最終合計欄の 2 ページの一番最終の合計欄をご覧くださいますと、前年度の決算額よりも 19,723,104 円、3.94%の減少となったものでございます。主な要因といたしまして、前年度には退職手当の約 18,340,000 円の支出が含まれるものですが、それを除きますと、1,383,335 円の減少で、総額的には、ほぼ前年度と同程度という状況でございました。

次に、3 ページの資料でございますが、こちら平成 23 年度の紫雲苑の利用状況の資料でございます。合計欄にありますように、火葬等の取扱い件数で 2,429 件、使用料で 24,943,000 円の利用実績でございました。前年度と比較いたしますと、人体と動物を合わせた火葬件数では全体で 106 件の減少、有料取扱いの金額で 617,000 円の減少でございました。

次に、4 ページの資料をご覧くださいと思います。

4 ページは、平成 23 年度の紫雲苑の月別使用料実績の資料でございます。人体の取扱い平均は、月平均で 103 件、動物は、減免分を除きますと 77 件の取扱いという状況でございました。

次に、5 ページの資料でございますが、こちらは、平成 23 年度の「人体」の火葬件数につきまして、各市町別、月別で集計した資料でございます。彦根市分では合計 923 件、豊郷町分で合計 93 件、甲良町分で合計 85 件、多賀町分で合計 96 件、管外分で合計 40 件、総合計で 1,237 件の取扱いでございました。

次に、6 ページの資料をご覧くださいと思います。

6 ページが、平成 23 年度の動物を除きます「人体」の 1 日当たりの火葬件数の資料でございます。6 ページの資料の下の部分で、1 日当たり火葬取扱い件数別では、3 件の取扱い日数が 86 日、次いで、4 件の取扱い日数が 62 日の順となっておりまして、1 日当たりの火葬取扱いの平均は

3.4件でございました。なお、平成23年6月からは、休業日は1月1日のみに改正し、休日の火葬業務は民間委託化を導入してございます。

次に、7ページにお移りいただきまして、7ページの資料は、平成23年度の「動物」の火葬件数につきまして、各市町別、月別で集計した資料でございます。彦根市分では合計825件、豊郷町分で合計157件、甲良町分で合計89件、多賀町分で合計89件、総合計で1,160件の動物の取扱いでございました。

次に、8ページの資料をご覧いただきたいと思えます。

8ページの資料は、紫雲苑の年度別利用状況の資料で、平成17年度から平成23年度までの火葬件数の資料でございます。動物を除き、人体につきましては、概ね1,100件から1,200件程度の取扱いとなっております。動物につきましては、減免を除く有料の取扱の件数の状況について、概ね1,000件前後の取扱いとなっております。この年度別の利用状況につきまして、9ページの資料にグラフで表示いたしております。

それでは、続きまして10ページの資料にお移りいただきたいと思えます。10ページの資料は、紫雲苑の管外利用者の年度別利用状況の資料でございます。平成23年度の管外取扱の合計は、件数で43件、金額で2,270,000円でございます。なお、管内居住者の料金は1件15,000円でございますが、管外者の料金は60,000円となりますので、取扱う件数の増減により、使用料にも大きく影響している状況でございます。

次に、11ページの資料をご覧いただきたいと思えます。

11ページが、平成23年度の中山投棄場の利用状況の資料でございます。合計欄にございますように、台数、上段の部分でございますが、5,855台の搬入台数、搬入量、下段の方で3,745,135kg、使用料で4,250,200円の利用実績でございました。前年度に比較いたしますと、台数で175台の増加、搬入量で161,955kgの増加、有料取扱いの金額で282,560円の増加という状況でございました。

次に、12ページの資料をご覧いただきたいと思えます。

12ページは、中山投棄場のごみの種類別、市町別、年度別の搬入状況の資料で、平成16年度から23年度までの状況を集計してございます。この搬入量の推移につきまして、数字が小さくございますので、別の資料にグラフで表示してございまして、13ページをご覧いただきたいと思えます。こちらのグラフでは、平成12年度以降の状況を、各市町別・年度

別に示してございます。搬入量のピーク時が平成 14 年度、左から 3 番目の数字でございますが、14 年度がピークでございますが、その後は、多少の凹凸はございますが、各市町でのごみ減量化の取組によりまして、年々、搬入量が少なくなっている状況でございます。

続いて、14 ページの資料にお移りいただきたいと思っております。14 ページの資料が、中山投棄場の年度別搬入量の推移、埋立実績の資料でございます。上の方の表でございますが、年度別での埋立進行率を表示しております。この表の一番下の方で平成 23 年度末における埋立進行率は 71.93% でございますが、埋立可能容量の約 72% を埋立てた状況となっております。

次に、15 ページをご覧ください。15 ページから 17 ページまでの資料でございますが、こちら中山投棄場および日夏投棄場の浸出水の放流水につきまして、水質検査や悪臭測定を行った結果でございます。中山投棄場および日夏投棄場とも、放流水の検査結果につきまして、生活環境項目・健康項目・悪臭測定・ダイオキシン類のいずれの項目も基準値をクリアしているものでございます。

次に、18 ページの資料をお開きいただきたいと思っております。18 ページ、基金の現在高表でございますが、各基金の平成 23 年度末の現在高の資料でございます。先程の決算書の中でもご説明申し上げましたが、平成 23 年度末での 4 つの基金の合計は 181,720,621 円で、前年度よりも 21,906,623 円の増加となったものでございます。

次に、19 ページの資料にお移りいただきたいと思っております。19 ページ、地方債の状況の資料でございます。こちら、平成 23 年度におきます地方債の新規の借入れはございませんでした。平成 23 年度末における地方債、借金の残高は、表の一番右欄でございますが、合計で 158,166,456 円でございます。なお、平成 23 年度の償還によりまして、平成 9 年に借入れた地方債が完済いたしました。今後は、平成 24 年度の償還によりまして、平成 10 年に借入れた地方債が完済となる予定で、地方債起債残高は大きく減少する予定となっております。

次に、20 ページにお移りいただきたいと思っております。

20 ページは、平成 23 年度職員人件費の明細の資料でございます。本資料では、各所属別で、給料、職員手当、共済費に区分し、その内訳の詳細を記載いたしております。また、一番下に人件費総計といたしまし

て、平成 23 年度と前年度、22 年度の人件費総額を比較しておりまして、職員総数としては前年度と変わりませんが、約 20,360,000 円の減少となっております。大きく減少している要因といたしましては、前年度には、退職手当の約 18,340,000 円が含まれてございますので、それを除きますと約 2,020,000 円の減少となり、要因としては、職員手当の内、時間外勤務手当等が減少したものでございます。

最後に、21 ページから 26 ページにかけましての資料でございますが、こちらは、修繕料、または委託料、工事請負費、備品購入費に係ります契約状況や契約額等の内訳詳細につきましての資料を添付してございます。

以上が、平成 23 年度の決算書、また、主要施策の概要のご説明とさせていただきます。

よろしく、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

議長 これより、質疑を行います。

質疑の通告書が提出されておりますので、発言を許します。

6 番、西澤伸明君。

西澤議員 2 つの項目で、質問をさせていただきます。

1 つは、負担金の中の建設推進室運営費、これが、決算書では、5 ページ、41,210,000 円が計上されています。それぞれの市町は、読み上げませんが、合計でこの金額が、建設推進室の運営費として、負担金が課せられています。それで、支出のほうを対応するのを見てみますと、8 ページの人件費のところの給料、これが建設推進室として明記をして 3 名分、10,884,000 円、それから、その下の職員手当、建設推進室として 3 名分 7,760,000 円、端数がありますが計上されています。そして建設推進室として明記をされている項目を拾ってみますと、「主要施策の概要」のところの最後のページ、26 ページに塵芥焼却場費（建設推進室）備品購入費の内訳が書いておりまして、合計で契約金額 456,560 円となっております。

先ほど、説明の中で、14 ページに関連をして、塵芥焼却場費が建設推進室に関連するということで、868,137 円という説明がありました。これを足しても、合計で 20,000,000 円いきません。19,000,000 円です。つまり、私が聞きたいのは、40,000,000 円を超える金額を、それぞれの自治体から 41,210,000 円を負担いただいて、明記ができるのが、大目に

見て 20,000,000 円、19,000,000 円です。その他の部分は、どういうように分類がされるのか、明記がされるのか説明をいただきたいというのが 1 つです。

それから、もう 1 つは、1 市 4 町が負担をします、起債の償還費、それから紫雲苑の運営費、中山投棄場の管理費、そして建設推進室の運営費をそれぞれ分担をしています。その算出根拠が平等ではない、公平ではないのではないかと、不合理でないかというふうに、私は思っております。計算をしてみますと、これ人口比で割りますと、規定では、均等割 2 割、そして人口割を 8 割で掛けていますという説明でした。そうしますと平成 24 年 1 月 1 日現在の人口をですね、県の統計室の発表がありますが、彦根市で 112,781 人、豊郷町が 7,647 人、甲良町が 7,405 人、多賀町が 7,669 人です。これで、起債償還費と紫雲苑の金額、それから中山投棄場、建設推進室の運営費の合計をしまして、彦根市が 301,950,000 円、豊郷町が 44,647,000 円、甲良町が 47,677,000 円、多賀町が 48,271,000 円となります。愛荘町は、別のところで質問をいたしますが、この金額を人口で、平成 24 年 1 月 1 日、それから 22 年の 1 月 1 日、これはたぶんこの 23 年度の決算のもとになった、予算のもとになった人口だろうというふうに思いますので、これでも割ってみました。しかし、それぞれの市町で、彦根市を「1」としますと、豊郷町は 1 人当たりの負担割合は 2.18 倍、それから甲良町が一番大きいのです 2.40 倍、多賀町は 2.35 倍、つまり人口 1 人当たりで見ますと、2 倍以上負担を課せられています。ところが、決算の説明で若干凸凹がありますが、投棄場の利用、それから斎場の利用でもですね、彦根市が「10」で見ますと、それぞれの 3 町は、「1」以下になっています。「1」を超えるところもありますが、そういう点では、この利用の具合から言っても不公平ではないのかというふうに思いますので、その見解を 2 つお願いいたします。

議長 建設推進室長。

建設推進室長 失礼いたします。それでは、建設推進室運営費およびそれに対応する支出についての質問についてお答えいたします。

現在、広域ごみ処理施設建設用地選定については、湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会で進められており、候補地選定にかかる事業経費につきましては、協議会の会計により講演会、候補地選定事業を進めております。

このため、建設推進室運営経費としては、主に協議会事務局としての事務経費を計上し、執行しているところです。

議 長 総務課長。

総務課長 それでは、ご質問のうち、分担金、負担金につきましてのご質問に、お答えいたします。

分担金、負担金の算出につきましては、平成 12 年 11 月に彦根犬上広域斎場管理組合と彦根・犬上広域廃棄物投棄場管理組合との合併により当組合が設立されました際に、組合議会臨時会において、平成 12 年・組合条例第 29 号として「彦根愛知犬上広域行政組合負担金に関する条例」が定められ、同条例第 1 条において、負担金の割合は、合併元組合での取扱い等を踏まえ、均等割が 20%、人口割が 80%とすることが規定されております。このため、同条例の規定にのっとりた取扱いを行っているものでございます。

また、当組合のように、均等割と人口割の組合せによる算定の手法は、他の多くの一部事務組合でも採用されている手法で、近隣の一部事務組合である湖東広域衛生管理組合や愛知郡広域行政組合でも採用されているところでございます。

以上のとおり、当組合の分担金、負担金の算出方法につきましては、議会での議決をいただいた条例に基づくもので、他団体の状況を踏まえても、合理的なものであると考えております。以上でございます。

議 長 西澤君。

西澤議員 1つ目の説明、なってないんですね。

私が聞いていますのは、はっきりしているのは、19,000,000円何がしになります。答弁は、建設推進室の諸経費に当てています。その諸経費に当てている明細が、どれだけかと聞いている訳です。それが人件費とそれから2つの項目があります。それから塵芥焼却場費、そしてその中に備品の購入費があります。それを足しても19,000,000円なんですよ。一般廃棄物促進協議会で運営をしていますと言いますが、そしたら一般廃棄物促進協議会に、この建設推進室からの運営費を20,000,000円近い金額をですね、流用しているのですか、それとも出資をしているのですか、どういうことなんですか。建設推進室で運営していますという答弁でありますから、どういう形で運用をしているのでしょうか。それが1つです。

それから、負担金、分担金についても、答弁になっていないというふうに思っています。それは、何故かと言えば、この規定自体、規約に基づいてというふうに言っておられます。それから議決がされていますということですが、それ自体が不公平ではないのかということ聞いています。私は、甲良町から選ばれてきておりますが、彦根市が「1」としまして、「2.4」なんですよね。これは、あまりにも負担が大きすぎる。彦根市を逆算しますと、その分、「1」とは言いません。ベーシックの基礎的な運営費が要するというふうに思いますから、それでも基礎的な運営費を差し引いても、差額が大きすぎると、この機会に、この運営費の分担金、分担の算出基準そのものを見直す必要があるのではないかと、そういう検討に入るべきでもありますし、不公平なところを是正するということで認識をいただいて、改善に踏み込むということが大事ではないかと思いますが、その見解を求めます。

議長 建設推進室長。

建設推進室長 失礼いたします。ご質問を再度確認させていただきます。

まず、この事項別明細書の 5 ページの建設推進室の運営費、これが 41,210,000 円。この歳入に対しまして、建設推進室の歳出の方、先ほどご指摘いただきましたのが 8 ページの「衛生費」、「衛生管理費」、「一般管理費」のうちの「給料」建設推進室の 3 名分 10,884,000 円、そして「職員手当」建設推進室の 3 名分 7,760,845 円、そして次におっしゃっていただいたのが、14 ページの塵芥焼却場費 931,000 円の予算に対して 868,137 円、これを合計しても、当初の歳入の 41,000,000 円には、半額、半分の 20,000,000 円の差額が出ているという状態です。先ほど、最後におっしゃっていただいた 26 ページの備品購入費の明細でございますが、こちらは契約額が、456,560 円ということですが、この数字につきましては、先ほど見ていただきました 14 ページの備品購入費の支出済額 456,560 円と一致しております。つまり、支出的には、こちらの方で重複してございますので、こちらの方でご説明させていただきます。

そういうお尋ねの趣旨でよろしいでしょうか。

それにつきまして、まず歳入の 41,000,000 円でございますが、まずその内訳といたしまして、歳入ベースで建設推進室の事業といたしましては、建設推進室の事業が約 27,000,000 円、そしてそのうちに先ほどの物

件費、備品購入費等の約 900,000 円をみまして 27,000,000 円の事業費となります。その残りの差額の 14,000,000 円となるのですが、これは先ほどの歳入の 5 ページを見ていただきますと、歳入の負担金につきましては、負担金としていただいておりますのは、紫雲苑の管理運営費、そして中山投棄場の管理運営費、そして当建設推進室の運営費として 3 つの事業について負担をいただいております。それで歳出の方を見ていただきますと、人件費の方で例えば「衛生費」、先ほどの 8 ページを見ていただきますと人件費といたしまして、総務課 4 名分という、総務課の職員に対する人件費、こちらがございます。こちらの人件費と言いますと、こういった総務一般の一般管理費の部分と、議会費、この議会費に関する部分については、3 つに按分して、それぞれ負担金の方に入れておりますので、先ほどの部分につきましては、共通の部分、その事業が按分して入っているものというふうになっておりますので、よろしく願いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 お尋ねの、もう 1 点、分担金、負担金の改善に踏み込むことというご質問でございませけれども、現在のところ、算出基準としては、条例がございませるので、それで算出をやっているということで、先ほど答弁はいたしましたけれども、今後につきましては、西澤議員のご意見や、また議会のご議論等がございまして、活発なご意見等をいただいて、ぜひ見直すべきであるということとなれば、当然検討はさせていただきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

議長 西澤君。再々質疑は、ありますか。

西澤議員 建設推進室の方で、再度お尋ねしたいのですが、私は、建設推進室運営費として 21,210,000 円を各自治体から徴収をしておきながら、その対応する支出、当然、総務関係の共通経費だというふうに思いますが、私は、分離決算そのものに、分離ができないところに矛盾があるというふうに思っています。再三です、この一般廃棄物処理の広域化の促進協議会と当組合との関係で、当局側の言い分でも、候補地が決まってからこの当組合が事業に当たっていくということをしている訳ですが、まだ候補地が決まっている段階ではありません。にもかかわらず、建設推進室の運営費を分担金を各自治体に課して、運営に当たっていることが根本的な矛盾になっているというふうに思うのです。私は、事業が別、

それから分限区分の愛荘町が、加入をしています。そうしたところから見れば議会が1つであり、それから事業がそれぞれ別であり、そして分担金についても、建設推進室については、愛荘町だけ、別の枠で分担を願うということになっています。そういう点でも、この建設推進室の費用がですね、特別会計なり、その中の内訳費という形で分離をして集計、決算ができないものなのかということで見えています。そうでなければ建設推進費に関わる徴収した費用が、こういうように建設推進室の運営費として使われているんだというふうに明記ができないと思うのですがいかがでしょうか。

議長 暫時休憩します。

《暫時休憩 15:04～15:06》

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
建設推進室長。

建設推進室長 今ほどの事業別に分離をして、決算、明細を計上していくというご質問ですが、それぞれ事業別につきましては、それぞれ建設推進室の事業、事項別明細書を見ていただいても分かるように計上させていただいております。あと残りの議会とか一般管理につきましては、3等分をして、そのまま計上させていただいておりますので、あの単純に3等分して計上しておりますので、分離をして、明細については、分かる状態で計上させていただいていると思います。以上でございます。

議長 他に質疑はありませんか。

—なしの声—

議長 「質疑なし」と認めます。
以上で議案第4号に対する質疑を終結いたします。

議長 これより、討論を行います。
討論は、ありませんか。

西澤議員 はい、議長。

議長 西澤君。

西澤議員 決算認定議案に対する討論を行います。

私たちは、一律的に広域行政組合等の運営に批判している立場では、ありません。しかし、ともすると大きな自治体に寄り掛る傾向と大自治体の都合が優先される傾向が強い。私たち自身がいさめて問題解決にあたるのが肝要だと思っています。加盟自治体の自主性が保障され、対等、平等が原則に運営がなされなければならないと考えています。その立場からみて、以前からわが党の議員が、指摘していますように負担金、分担金が人口比から見てかなり差があり、公平でない実態が改善されていません。これは、平等、対等の原則に反することだと考えます。また、ごみ処理広域化事業の受け皿として、愛荘町を当組合の一部事業のみの分限参画としましたが、当組合の運営自体にも、建設推進運営という事業の区分が明確化することができない部分が残っていると思います。愛荘町は、分限加盟だということにその建設推進室事業についての決算書が区分されている訳でもありません。また、住民にとって身近な問題の一つであります。重要な課題であると言っても過言でないと思いますが、ごみ問題が広域で論議されるという結果を招いていると思います。これは、湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会が実施する各種の学習会はもちろん、定期総会への参加、傍聴者の低調な状況がうかがえます。住民の大切な論議から遠ざかっている現実を真摯に受け止める必要があると考えています。住民合意を進める手段、相対にはこの当組合、それから湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会、そのものがないと、反省する必要があるのではないかと思います。さらに、この欠陥は加盟自治体の十分な論議と検討のうえに、ごみ行政の在り方に到達するのでなく、ごみ処理広域化が先にありきとして、愛荘町を分限参画されたところに無理の根元があるのだと考えています。私は、以上のように、負担、分担金の公平化を求め、また、ごみ処理広域化の新施設建設の根本的な見直しを求めて、当組合の決算認定に、反対する立場を表明して、討論を終わります。

議長 他に討論はありませんか。

—なしの声—

議長 「討論なし」と認めます。討論を終結いたします。

議長 これより、採決を行います。

議案第4号「平成23年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を、原案のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

—起立者 多数—

議長 ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第4号「平成23年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定されました。

【議案第5号上程】

議長 次に、日程第6、議案第5号「平成24年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

事務局職員

—議案の朗読—

議長 提案者の説明を求めます。管理者。

管理者 議案第5号「平成24年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第1号）」でございますが、この内容は、前年度の決算に伴う繰越額につきまして、財政調整基金へ積立を行うというものでございます。お手元の議案書で別冊としております議案第5号をご参照いただきたいと思います。当初予算総額が469,703,000円に対しまして、歳入歳出それぞれに14,661,000円を追加いたしまして、予算総額を484,364,000円とするものでございます。

この詳細につきましては、事務局から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長 続いて、事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。

総務課長 それでは、議案第5号「平成24年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第1号）」につきまして、その詳細をご説明させていただきます。

こちら補正予算書の方で、詳細のほう3ページ以降ご説明をさせてい

ただきたいと思います。3 ページをご覧くださいと「歳入歳出補正予算事項別明細書」でございます。こちら3 ページは総括でございますので、次の4 ページをご覧くださいといたします。

4 ページのほう、上の区分で、「2. 歳入」の区分でございますが、款の区分、前後いたしますけれど、下のほう第5 款「繰越金」、第1 項「繰越金」、第1 目「繰越金」、第1 節「前年度繰越金」につきまして、前年度の決算に伴います繰越額、実質収支額が16,159,000 円ございましたので、当初予算において計上しております1,500,000 円を差し引きしました14,659,000 円を増額計上するものでございます。

また、この繰越金を財政調整基金に積み立てることにより生じる利息について、区分が前後して、その前になります。第3 款「財産収入」、第1 項「財産運用収入」、第1 目「利子及び配当金」、第1 節「利子及び配当金」に、利子収入として2,000 円を計上するものでございます。

次に、その下「3. 歳出」の区分でございますが、歳入の「財産収入」と「繰越金」を増額計上する合計額と同額の14,661,000 円につきまして、第2 款「衛生費」、第1 項「衛生管理費」、第2 目「財政調整基金積立金」、第25 節「積立金」に計上し、財政調整基金へ積み立てるものでございます。

なお、財政調整基金への積立に際しましては、斎場または中山投棄場、建設推進室の各事業の余剰繰越額に応じ、1 市3 町管理分と1 市4 町管理分に分けて積立・管理を行う予定をしているものでございます。

以上、平成24 年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算(第1 号)の詳細説明とさせていただきます。

それでは、ご審議につきまして、よろしくお願ひ申し上げます。

議長 これより、質疑を行います。
質疑の通告はありません。
質疑はありませんか。

—なしの声—

議長 「質疑なし」と認めます。
以上で、議案第5 号に対する質疑を終結いたします。
議長 これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

—なしの声—

議長 「討論なし」と認めます。討論を終結いたします。

議長 これより、採決を行います。

議案第 5 号「平成 24 年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）」を、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

—起立者 全員—

ご着席願います。起立全員であります。

よって、議案第 5 号「平成 24 年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）」は、原案のとおり可決されました。

【議案第 6 号上程】

【議案第 7 号上程】

【議案第 8 号上程】

議長 つぎに、日程第 7、議案第 6 号「彦根愛知犬上広域行政組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」から日程第 9、議案第 8 号「彦根愛知犬上広域行政組合公平委員会委員の選任つき同意を求めることについて」までを、一括議題といたします。

議長 職員に議案を朗読させます。

事務局職員

—議案の朗読—

議長 提案者の説明を求めます。管理者。

管理者 それでは、議案第 6 号から議案第 8 号について、ご説明申し上げます。議案第 6 号から議案 8 号につきましては、お手元の議案書綴り 2 ページから 8 ページまでに記載されておりました、各委員の略歴を添付させていただいております。公平委員会委員の選任につき、同意をお願いする

ものでございます。

現任の公平委員会委員 3名の皆さんにつきまして、それぞれの任期が、本年 10月 31日をもって、地方公務員法第 9条の 2第 10項の規定による 4年間となりまして、満了することになっております。

このような事情がございますので、本年 11月以降の委員の選任につきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

これにつきましても、詳細につきましては、事務局から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

議 長 続いて、事務局から詳細説明を求めます。総務課長。

総務課長 それでは、議案第 6号から第 8号までの詳細につきましてご説明をいたします。

現任の公平委員会委員といたしましては、多賀町の城貝龍夫さん、彦根市の関功さん、同じく彦根市の瀧川市郎兵衛さん、以上の 3名の方々が現任の委員でございます。

この 3名のそれぞれの任期が、本年 10月 31日で満了いたしますため、11月以降の委員の選任に当たり、多賀町の城貝龍夫さん、および彦根市の関功さんのご両名については、引き続きの再任について、議案第 6号および第 7号により議会の同意をお願いするものでございます。

また、現任の瀧川委員の任期満了に伴い、その後任として、同じ彦根市にお住まいの森野有香さんを選任することについて、議案第 8号により議会の同意をお願いするものでございます。

なお、今回ご提案させていただきました、城貝龍夫さんは多賀町の公平委員会委員を、また関功さんおよび森野有香さんは、彦根市の公平委員会委員を、それぞれ就任されておられる方々でございます。

以上、公平委員会委員の選任につきましての詳細説明とさせていただきます。

それでは、よろしくお願申し上げます。

議 長 これより、質疑を行います。

質疑の通告はありません。

質疑はありませんか。

—なしの声—

議 長 「質疑なし」と認めます。
以上で、議案第 6 号から議案第 8 号までに対する質疑を終結いたします。

議 長 これより、討論を行います。
討論は、ありませんか。

—なしの声—

議 長 「討論なし」と認めます。討論を終結いたします。
議 長 これより、採決を行います。
それでは、まず議案第 6 号の裁決を行います。
議案第 6 号「彦根愛知犬上広域行政組合公平委員会委員の選任つき同意を求めることについて」を、原案のとおり同意を与えることに、賛成の諸君の起立を求めます。

—起立者 全員—

議 長 ご着席願います。起立全員であります。
よって、議案第 6 号「彦根愛知犬上広域行政組合公平委員会委員の選任つき同意を求めることについて」は、原案のとおり同意を与えることに決しました。

議 長 次に議案第 7 号の裁決を行います。
議案第 7 号「彦根愛知犬上広域行政組合公平委員会委員の選任つき同意を求めることについて」を、原案のとおり同意を与えることに、賛成の諸君の起立を求めます。

—起立者 全員—

議 長 ご着席願います。起立全員であります。
よって、議案第 7 号「彦根愛知犬上広域行政組合公平委員会委員の選任つき同意を求めることについて」は、原案のとおり同意を与えることに決しました。

議 長 次に議案第 8 号の裁決を行います。

議案第 8 号「彦根愛知犬上広域行政組合公平委員会委員の選任つき同意を求めることについて」を、原案のとおり同意を与えることに、賛成の諸君の起立を求めます。

一起立者 全員

議長 ご着席願います。起立全員であります。

よって、議案第 8 号「彦根愛知犬上広域行政組合公平委員会委員の選任つき同意を求めることについて」は、原案のとおり同意を与えることに決しました。

【一般質問】

議長 次に、日程第 10、定例会でもありますので、当組合所管事項に対する「一般質問」を行います。

議長 一般質問の通告書が提出されておりますので、発言を許します。

議長 5 番、山内善男君。

山内議員 新たな広域ごみ焼却施設の建設について、質問させていただきます。

湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会において、4 箇所の候補地を 2 箇所に絞り込んで、第 1 候補地が、三津町、海瀬町地先として、すでに現地で説明会が実施されましたが、当議会で報告があるかと思いましたが、全くありませんでした。議会で議論することが必要ではないかと、このように思って質問をさせていただきます。

1 つ目です。4 箇所の候補地は、一体どこであったのかということです。5 月 21 日の協議会で、協議会会長であり、彦根市長である獅山氏より新たな広域ごみ処理施設の候補地を 4 箇所から 2 箇所に絞り込んだと発言されています。調査会社に委託の結果ということですが、この調査会社の委託料は約 5,000,000 円ということでした。4 箇所の候補地は、一体どこであったのか。調査会社に委託したのは、この 4 箇所ですので、具体的にお答えください。5,000,000 円という市町民のお金を使っているわけですから、議会という公的な場で、当局はお答えになる義務があるというふうに思います。

2 つ目です。調査会社への中間評価結果を公表すべきと考えます。調

査会社に委託した結果に基づいて、第1候補地が三津町、海瀬町であったことから7月14日に三津町、海瀬町の住民を対象に海瀬寮におきまして住民説明会が獅山市長をはじめ、調査会社、そして事務当局の職員皆さんの出席のもとでされました。ここで、はじめて三津町や海瀬町の住民は、計画の概要を聞いた訳です。しかし、調査結果の詳細は、明らかにされませんでした。そこで、細項目についてお伺いいたします。1つ目、先の質問とも重複しますが、少なくとも調査結果については、公表されなければならないのではないのでしょうか。1項目3点満点で26項目、78点で採点をしたというふうに事務当局がお答えになりましたけれども、この詳細について、議会の中で明らかにしてください。

細項目、2つ目。また、先の住民説明会では、同様の質問に対して中間評価結果なので公表できないと答えられました。それでは、逆になぜ、中間評価の段階で第1候補地が、三津、海瀬町などと発表されたのか。最終結果が出るまで、本来、公表を控えるべきではなかったのかお伺いいたします。

3点目に移ります。滋賀県一般廃棄物処理広域化計画では、このような広域の処理施設を造る際に、施設周辺住民の理解と協力が不可欠であり、計画段階で十分な住民説明を行うとしています。しかし、三津町、海瀬町は、確かに7月14日、住民説明会が開かれましたけれども、周辺町には、当局は全く説明する姿勢が無いのではないかと思うんです。これは、県の言っている十分な住民説明を行うという点からしても逸脱しているのではないのでしょうか。当局のご見解をお伺いします。

4つ目です。最終候補地としての確認方法と、時期はどのようにお考えになっているのか、お聞きいたします。今月の25日には、三津町は、総会が開かれました。ここでは、圧倒的に候補地として反対する意見が多数であったと聞いています。また、7月14日の住民説明会でも、多くの皆さんが反対の立場で質問をされました。両方に事務当局の皆さんも、参加されていたのですから、お分りだというふうに思います。速やかに住民の声として受け止めるなら、撤退する決断をするのが当たり前だというふうに思いますけれども、ご所見をお伺いします。

5つ目に移ります。5年前の石寺町地先でもそうでしたけれども、当局の秘密主義が事態を複雑にしているのではないかというふうに思います。今回の三津、海瀬の場合も2年前から水面下で地元と接触しながら、開

発委員会の皆さんに口外しないように行政当局が言ってきたからこのような複雑な事態になっているのではないかと思います。住民は、7月14日に初めて行政の計画を聞いて驚き、やめてほしいというふうに言っています。このような広域行政組合の秘密主義が行政外部の意思疎通を損なう、こういうふうな点から言っても弊害になっていることを示したのが、今回の体質強化基盤事業の重複です。政府事業で、約4haの農地の面的集約が政府の援助で行われていますけれども、一つの地に農地としての活用とそして新たな広域ごみ処理施設の候補地となるような矛盾した事態になっています。行政組合が情報を、行政内部でも公開していれば、このような事態は無かったのでないかというふうに思います。このような秘密主義がこのような事態を招いた、当局のご所見をお伺いいたします。

6つ目です。5年前石寺町地先では、候補地となっている際には、炉タイプは、ガス化溶融炉を推奨されてきました。私たちは、全国で事故を頻発させているガス化溶融炉については、その危険な炉であるということをお伺いしてまいりました。例えば、2003年7月には高砂市で重大事故の連続、メーカーは日立バブコック。青森県の弘前市では灰溶融炉が爆発、荏原製作所。同じく2003年9月、福山市では圧力異常で火災、JEF。2003年9月、古賀市では、セラミック管の破裂、三井造船のメーカー。2004年の1月では、香川県の直島、溶融炉で水素爆発、クボタ。2004年の7月、静岡市では灰溶融炉の爆発、メーカーは日立造船。2005年の5月、東京の足立区では、灰溶融炉の爆発、メーカーは荏原製作所です。これは、特定の年月の部分だけ取り出しておりますけれども、これだけ多くの事故を起こしているガス化溶融炉。湖東地域広域ごみ処理施設整備基本構想の中にも、第2案の中にガス化溶融炉の提案があります。是非、このような危険な炉は、見直すべき、このように考えているところです。

ちょっと言い漏れました。それから付け加えますけれども、三津町、海瀬町そして周辺の肥田町、金沢町などが住民の声、署名を直接、当局にお持ちになったというふうに思います。その数は、どれだけで、そしてその評価をどのようにされているのかをお伺いいたします。以上です。

議長 暫時休憩します。

《暫時休憩 15:33～15:39》

議 長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番、山内君に申し上げますが、先ほど質問されました中で、3番目の質問で通告書に書かれている内容と違います。その部分は、通告書は、周辺自治体となっておりますので、発言されましたのは周辺自治会となっております。あくまでも、通告書のとおりで行きますので。

それと、4番目の最終候補地としての確認方法が内容が、ちょっと違いました。その点申し上げときます。

それと、6番目の質問の次に付け足しで、質問された部分につきましては、これは通告書に書かれておりませんので、これは削除いたしたいと思えます。

それでは、答弁をお願いします。

議 長 建設推進室長。

建設推進室長 それでは、新たな広域ごみ焼却施設の建設について、1番目の4箇所の候補地はどこかというご質問についてお答えします。

現在公表している候補地以外の候補地につきましては、地元の役員や関係されていた方々にご迷惑をお掛けしたり、地元住民の皆様は無用の混乱を引き起こしたりしますのでお答えできません。

2番目、コンサル会社の中間評価結果を公表すべき、とのご質問にお答えします。

コンサルからの各候補地を比較した中間評価は、候補地を絞るための判断材料とするため整理したもので、公表するものではないと考えています。

次に3番目、周辺自治体への対応についてのご質問にお答えします。

「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画」の第3章、(3)項には、広域化推進に当たっての留意事項として、地元住民の理解と協力に対する配慮について記載があります。

その内容は、「広域化施設の整備には困難が予想されることから、今まで以上に施設周辺住民の理解と協力が不可欠であり、計画段階で十分な住民説明を行うとともに、地域に配慮した周辺環境対策を講じる必要がある。また、広域化施設の整備に必要な立地場所の選定や地元住民との協議については、立地市町村のみだけでなく、ブロック構成市町村が丸となって対応する必要がある」と書かれているところです。

当地域では、まさにその周辺自治体、ブロック構成市町である 1 市 4 町の首長が湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会を組織し、十分に協議、検討を行い、地元にご理解、ご協力いただけるよう地元の皆様にご説明しながら進めているところです。

次に、最終候補地としての確認方法と時期はどのように考えているのか、のご質問にお答えします。

広域ごみ処理施設の最終候補地としていくためには、まず、その地域の法的な規制、例えば都市計画法や農地法などの様々な法的規制がどのような形で存在しているか調査しなければなりません。また、用地としてどれくらいの面積を取得するかを考え、その土地が本当に建設可能な地盤・地質であるのかどうか、埋蔵文化財の有無の確認もしていく必要もごございます。

そして、さらに、用地を買い取らせていただく上で、実際に地権者が特定できるのかどうか、相続関係で問題はないか、耕作者の同意を得られるのか、また、地元の皆様のご理解、ご協力が得られるのかということも重要でございます。こういった非常に多くの条件、問題をクリアしたその時点で、最終候補地となり得るものだと考えております。

次に、体質強化基盤事業との重複は広域行政組合の秘密主義の弊害が露呈した結果ではないかにお答えします。

ご質問の「体質強化基盤事業」とは、平成 23 年度第 4 次農林水産関係補正予算にて創設された「農業体質強化基盤整備促進事業」として、すでに実施中の事業です。私どもの広域ごみ処理施設建設事業については、2 箇所に候補地を絞って調査を進めていくこととしましたのが本年 5 月のことであり、それぞれの事業経過を考えることが必要だと思います。

そして次に、炉の方式の方針転換についてのご質問にお答えします。

ごみ処理施設につきましては、当初、焼却灰および飛灰のリサイクル・減量化を図るため灰溶融固化設備を有することが国庫補助の要件とされておりましたが、平成 15 年に環境省から、この原則の例外として、溶融固化設備の設置を要しない場合の要件が示され、その要件を満たしていれば灰溶融設備を有していない従来型のストーカ炉でも国庫補助対象となっているところです。

いずれにいたしましても、炉の方式等につきましては、建設予定地が決定し、施設整備基本計画を策定する際、どのような焼却方式が良いか、

専門家の助言を受けながら皆様とともに検討していかなくてはならないと考えております。

議長 5番、山内善男君。

山内議員 1つ目の質問に対して、再質問させていただきます。ここは、やはり市町民の付託を受けて、議会で議論する場です。4候補地がどこであったのかということは、市町民の皆さんが税金で負担をして、その税金によってコンサルタント会社に調査を掛けた訳です。ですから、そこはどこであったのかというのは、公の議会の場で当局の皆さんが当然、公開されるというのは当たり前のことだというふうに思います。地元住民に混乱を起こすので、答えられないということでしたけれど、しかしそれでは、全体の住民の皆さんに納得をさせることができないのではないかと思いますし、そしてまた、この議会においてもそのことが当然言われなければ、私たちは、市民や町民のみなさんの負託に応えて議会に出ている訳ですから、その税金の使い方、今すぐ当局側は、説明をしなければなりません。そういう責任を負っているというふうに思います。

2つ目です。中間評価結果を公開すべきというのは、さらに、繰り返すになりますけれども、市民や町民の税金を使った訳です。そして、そのことによって、第1候補地がどこであるかを言った訳です。そういう点では、その中身をこの議会の場で公開するのは、当然ではないですか。そうでなければ、市民の皆さん、町民の皆さんの税金を正当に使ったということには、ならないというふうに思います。

3つ目です。今、滋賀県の要領を読み上げられました。平成11年の3月、滋賀県が出している滋賀県一般廃棄物処理広域化計画その中、今、言われましたように「今まで以上に施設周辺住民の理解と協力が不可欠であり、計画段階で十分な住民説明を行う。」これを牛澤さんの方から、今読み上げられました。しかし、このことは、本当にやられたのか、やられているのかどうか、検証されているのかどうか、です。例えば、三津町では、57戸数に対して47戸、138筆の署名がここに挙げられているというふうに思いますし、そして私、海瀬町では、約50戸中40戸、144筆の反対の署名が挙げられているというふうに思います。そしてまた、周辺町の肥田町でも327筆、そして金沢町でも、このような計画はやめて欲しいという、このような声が寄せられているというふうに思います。是非、このような状態を考えれば、当然結論は出てくる。候補地として

中止をすること。このことがまっとうな結論ではないかというふうに思います。

4つ目です。最終候補地として、確認方法と時期は、どのように考えているのか。今、いろいろおっしゃいましたけれども、このような状況を検証するまでもなく、住民の声は、はっきりしている訳ですから、直ちに候補地としての計画を中止して、稼動をかけることをやめるべき、このことが税金の無駄使いを阻止していく上でも決定的だというふうに申し上げたいというふうに思います。

5番目です。これは、農地として、今、面的拡大の事業をやられております。広域行政組合の方から行政に、この情報がまっすぐ発信されていけば、このような事業は行われなかったんです。政府事業で330万円の補助金が投入されておりますけれども、もし、ごみ焼却施設としての候補地になれば、このようなお金は無駄金になります。まさに、税金の無駄遣いという点でも、このような秘密主義が、このような状況の税金の無駄遣いに拍車をかけた。このようなことを市民や町民の皆さんから指摘されても仕方がないのではないかというふうに思います。ですから、行政は、市町民の皆さんはもとより、当局そのものも、しっかり情報を開示していく、そのことが何よりも大切ではなかったか、このように指摘をしておきたいと思います。

それから、6つ目。炉のタイプのあり方です。私、この質問で、当局は、ガス化溶融炉は、もうすでに断念されているというふうに思って、この質問書を書きました。しかし2、3日前、この事務局を訪ねて、それも視野に入っている、選択肢に入っているということでしたので、改めて冊子を見ましたら、ガス化溶融炉も選択肢の中に入れておりました。是非、全国で爆発事故を起こし、いろいろな問題点を露呈している炉については、ただちに中止をする。このような計画はやめる。このようなことをはっきり市町民の皆さんに、行政当局として表明することが必要ではないかというふうに思います。以上です。

議 長 管理者。

管 理 者 それではですね。最初の2つについての再質問についてお答えしていきたいと思います。まず4箇所の候補地うちですね、「まあ、どうだったか公表したらどうだ。」というご質問でございます。

これはですね、私は、税金だけの問題ではないと思うんですね。と言

いますのは、私どもにお話があった時にですね、そのお話をされた方はですね、もし、自分らのところが何らかの形で、まあまあ候補地になりそうだという時ならばですね、これは、徐々に地元のほうに下ろしていくんだから、当然、地元の方々に分かるだろうと、しかし、この絞る段階でですね、まあ他の候補地と比べて、「まあ、やはり無理ですよ。」というような時にはですね、やはり、そんなことがいつの間にか候補地になってたことが住民の人が知ったら、「一体、あんたはいつの間に、あんなことを言ったのだ。」ということ言ってですね。やっぱり、その方が非常に大変な立場に立たれることが明らかなんですね。ですから、やはり私どもは、候補地にした経緯とか、その候補地としてですね、いろいろと言ってきた方々ですね、立場も考えなければいかん訳ですよ。そういう観点から、まあ、先ほど迷惑を掛けたりとか、あるいは無用の混乱とか、そういうのをお話をした訳です。私どももやっぱり、消去的な形で、ここは難しいなというような結論が出た場合はですね、あえて今この段階でお話をする必要がないんじゃないかと。こんなふうに思っております。

それから、2番目のことですが、中間評価結果は、公表すべきということをお話しされている訳ですけども、これにつきましても、全てベストという土地はなかなか無い訳でございまして、やはり、比較して相対的に良いんじゃないかというような形で、絞らざる得ないというのが現状でございまして、で、そういう意味でですね、現段階で、他の方は悪いけれども、悪いという言い方が悪いですね。つまり中間評価っていう形ではですね、落とさざるを得ないというような意味でですね、その判断材料、絞っていくための判断材料が必要な訳で、まあ、そういう意味でコンサルの会社の方々にですね、いろいろと検討していただいた訳でございまして、そういう意味で、絶対に税金を掛けているのだから、言わないかんというんじゃなくて、むしろ我々、首長がですね、どんなふうにして絞っていかうかという1つの判断材料にしたと考えていただきたい。特に、これからですね、最終的な候補地になるまで、多くのクリアしなければならん問題が沢山ある訳でございましてですね、そういう観点から言いましても、これはあくまでも中間的な評価であるというふうに、ご理解いただきたいと思っております。

それから、自治体の問題、これは、ご質問が、私どもは、自治体とい

うことで理解しておりましたので、また改めまして、周辺自治会のことであればですね、お答えしたいと思っておりますけれども、ただ、一つお分りいただきたいのはですね、私どもは決して周辺自治会をなおざりにしてる訳ではございません。ただ、やはり地元の三津、海瀬の皆さんがどういうご見解なのかですね、あるいはどう結論を出されるのかわからない限りですね、周辺の方にご説明に行くこと自体にですね、逆に三津、海瀬の皆さんが、我々が地元だと、なぜ周辺の方までいらっしゃるのとおっしゃった場合にですね、お答えのしようがございませんので、まあそういう意味で現在は、やはり地元の方を第一に考えているというふうにお考えいただきたいと。また、その上ですね、周辺の皆さんにも、そこまでいければの話でございますけれども、ご説明したい。こんなふうに思っております。

それから、最終候補地の確認と時期については、これはかなり詳しく、具体的に説明しましたので、改めて私からはちょっと申し上げませんが、まあ、事務局の方から、また答えがあれば説明させます。

それから次のですね、体質強化基盤事業の問題とこのごみ処理建設事業の問題ですが、先ほど事務局からお答えしましたように、体質強化基盤事業は時間的にですね、先行している問題でございます。ですから私どもの方も、こういう問題も一つの検討すべき問題として、考慮はいたしておりますけれども、やはりこういうような形で中間評価ですね、絞ったとという時期が後になっておりますので、現時点では、あたかも重複しているかのような状況に見えている訳でございます。しかし、これにつきましては、私どもも十分、相互の関係について考えていきたいと思っております。ただ、一言だけ申し上げときますが、このごみ焼却施設がですね、現在は、スタート段階ですけれども、現実に出来上がるのはですね、やっぱりこれから、5、6年先の話になるということもお考えいただきたいと思います。その間ですね、その体質強化基盤事業のですね、どれだけ役に立つという失礼ですが、役に立つかどうか、そういうことも考えなければならないと思っておりますし、同時に体質強化基盤事業をやっているところがですね、このごみ焼却施設の計画地の中に含まれるかどうかということもですね、今後十分検討していかなければいけないことでございますので、そういう様々なことを、今後いろいろと考えていかなければならないということだけは認識しておりますが、

現状でこれがあるから、おかしいんじゃないのと、こう言われるとですね、これは私どもとしては、ちょっと見解が違うなど、こう思っております。

それから、ストーカ炉のことですけれども、これにつきましてはですね、もちろん、私どもも促進協議会で、首長としても、事務レベルでもいろいろと講師をお呼びして勉強をしている訳でございます、そういう中で、あまり簡単にですね、これは駄目、あれは駄目というようなね、選択範囲を狭めるということは、ちょっと行き過ぎではないかなと、こう思っております。で、あくまで山内議員のご見解としては、私どもも十分留意し、またお聞きしておきますけれども、現状では、そこまでまだ決めていない、ということをお願いしておきたいと思っております。

議長 建設推進室長。

建設推進室長 それでは、4番目の最終候補地としての確認方法と時期のことにつきまして、住民の声ははっきりしているの、撤退をとのご質問であったと思うのですが、こちらにつきましては、最終候補地としていきますには、さまざまな都市計画法でありますとか農地法。さまざまな条件がございます。最終的には、例えば農地法の関係ですと、農転、農振除外等で国の方の許可をいただかないと、それもできないということがございます。そう言いますのは、こういったさまざまな条件が一つでもクリアできない、最終候補地としてはなり得ないということがございますので、その旨をご理解いただきたいと思います。

議長 5番、山内善男君。

山内議員 再々質問を行います。

1つ目です。本当のことを言ったら、候補地に手を挙げた人が窮地に陥ると。問題のない施設なのに、なぜ候補地として手を挙げた人が窮地になるのか非常に疑問です。4箇所あったというふうにおっしゃいましたけれども、私たち聞いていますのは、その中の一つは、とっくの昔に手を下していたというような話を聞いております。それなのに調査会社に調査を掛けたのではないか。4箇所を言われないので、そのような疑念も、当然湧いてくる訳です。本当に市町民の税金を使って、公の場で公のお金を使った訳ですから、当然公の場で発表される、発表されないのは何か行政当局に、負の部分があるのでないのかと疑念を持たれても仕方がないというふうに指摘をしておきたいと思っております。

2つ目は、評価結果の公表ですけれども、なぜ中間評価の段階で、第1候補地がどこのことと言うふうに発表されたのか疑問に思います。最終のところまで行って、評価をして、それから点数も含めてしっかり発表というのが、本来適正な税金の使い方だし、公の仕方だというふうに思います。

3つ目に、海瀬、三津が、きっちり説得して、その次に周辺に行ければというふうにおっしゃいましたけれども、県の要綱ではそのようなことは書いておりません。計画段階で、十分な住民説明を行うというふうに言っている訳ですから、余分な注釈を付けずに周辺の町民の方、周辺の集落を含めて対等に説明をする責任が、行政当局にはあるのではないかと、このように申し上げておきたいとしたいと思います。

4つ目です。いろいろクリアしなければならないことが沢山あるというふうにおっしゃいましたけれど、その内の一番大事な、クリアしなければならないものは何かと言えば、当地の住民の声ですし、また周りの皆さんの住民の声です。最も大事にしなければならないのは、そこではないですか。是非、よろしくお願いします。

5番目です。体質強化基盤事業との重複の問題で、私が言いたいのは、ごみ焼却場施設の候補地としての、いろいろ秘密主義が、こういうような事態を招いたのではないかとということを行っている訳です。農政課にしましても、このようなことを全く知らないが為に、このような政府事業に乗せている訳です。ですから、秘密主義が、こういう行政の無駄に拍車をかけたのではないかと、このようなことを申し上げている訳です。真摯に反省をする必要があるのではないかとというふうに思います。

6番目の炉のタイプについては、最近ストーカ炉というのは、かなり比重に置かれているというふうに思います。ガス化溶融炉は、全国でいろいろな事故を起こしているのです、ずいぶん以前は、ガス化溶融炉ということでかなり推奨をされておりましたけれども、かなりそういう点などの現実を直視して、現在使われている炉のタイプの方向にかなりシフト、考え方を変わらされるのではないかとというふうに思いますが、住民の皆さんを安心させるためにも、それならそうだとすることで、しっかりと変更の態度を早期にお示しになる必要があるというふうに申し上げておきたいとしたいと思います。以上です。

議 長 管理者。

管 理 者 第 1 番目のですね、4 箇所の問題ですけどね、当然、最初、話をもってこられる方はですね、どこまで進むか分からない訳なんです。ですからね、私どもは、候補地にすることについて、「ご了解いただけますか。」ということですね、もう一つは、「コンサルタントにですね、いろいろと評価をしていただくけども、それは、よろしいですか。」と、そのことに各了解を得ている訳です。しかしながら、だからと言って、その方が単独であれ、複数であれ、地元の方々まで、まだ下ろしていない訳ですからですね、だからもし駄目だったら、「もう、そこまでにしておいてくださいよ。」とこういうお申し出をなされる訳ですしね、これまた当然のお話やと思うんですよ。ですから、これだってね、いずれ皆さんね、今の段階では、我々は言えない訳ですけど、いずれ皆さんね、4 箇所の候補地がどこだったかぐらいは、分かることなんです。今の段階で言えとおっしゃるから、私どもはね、そういうことはできませんと言っている訳なんです。いずれ時間的な経過が出てくれば、どこであったかぐらいは、いくらでも分かる訳でございますしね、その辺の我々の立場をですね、ちょっとは理解していただきたいとね、こう思っております。同じ事情が、この中間評価も、そうなんです。これはね、あくまでコンサルの会社が、4 つの候補地について、いろいろ評価する訳ですね。例えば、三津、海瀬であっても評価が極めて低いとかね、困難であるという項目もいくらでもあった訳ですよ、でただ、4 つに絞る場合、こういう問題点があるということをコンサルが指摘してくれたからこそ、我々としても、いろいろと問題はあるけれど、首長が集まってですね、やはりここを第 1 候補地に決めた訳でございますしね、そういう中間評価の段階をですね、出すこと自体にですね、こんなこといずれは、皆分かる訳です。また、地元の方々からもですね、この中間評価の結果を明らかにするべきだとおっしゃた訳でございますし、これについても我々が真摯に検討しております。ただ、現時点ですね、そういうものの評価をですね、明らかにすることが良いか、悪いかということだけはですね、十分考えていただきたいと思うんです。私どもは、それを今の段階では、無理だというふうに申し上げている訳で、決して公開しないと言っている訳ではございません。それから、もう 1 点ですね、この広域処理で、周辺自治会にも言わなあかんじゃないのと、これは確かに文章から見ればそうなんですけれど、ただ我々としては、やっぱり順

序というものがああるということをしてですね、ぜひ理解していただきたいです。三津、海瀬の方々をほったらかしにしてですね、周辺ばかりにまた行きだしたりすれば、これは、進む話も進まなくなるわけです。やはり、まず三津、海瀬の皆さんにですね、ご理解いただくということが第一であって、離れておれば、やはりその方々の被害感情的なものは少しでも薄いことは明らかだと、私は思いますね。ですから、こういう観点から、順序を踏んでやっている訳であって、決して、全然説明に行きませんか、言っておりません。行くつもりでおりますけれど、今の段階では、まさに始まったばかりですから、私どもは、先ほどのような説明をしたというふうにお考えいただきたいと思います。それから、もう1点ですね、秘密主義とおっしゃるわけですが、我々決して秘密主義ではないと思っております。むしろ、やはりどこを候補地にするかということをや絞るためにですね、コンサルタントにもきちっとお金をお支払いしてやった訳ですし、また、候補地につきましてもですね、それぞれについて一応コンサルが評価することについて、ひとつご了解いただきたいと申し上げた訳でございまして、ただ1箇所だけは、地元へ申し上げておりませんが、それ以外のところには、きちっと了解を得てやっている訳でございましてね、決して秘密主義では、ございません。ただ、物事には、順序というものがあある訳でございまして、そういう順序ということについては、十分ですね、協議しながら進めているということでございます。そういう観点からですね、この体質強化基盤事業につきましても、先ほどもお伝えしたところでございまして、やっぱり時間的な前後関係から言えば、やむを得なかったと、こう思っております。今後も、この事業をきちっと念頭に置いてですね、どんなふうに対応をしていくかということは、これは広域行政組合で考えていきたいと思っております。あとは、炉のことについては、先ほどお答えしたことと同じでございまして、私どもは今ここで、ストーカ炉に決めますなんて言う訳にはいきません。やはりいろいろと比較検討をいたしまして、また議会の皆さんのご意見をお聞きしてね、やるのが当然でございまして、そういう意味で、あくまでも山内議員のご見解ということでは、お聞きしておきたいと思っております。

山内議員
議長

議長、最後に一言だけ。

再々質問は終わりましたので、ご質問は受け付けられません。

議 長 6 番、西澤伸明君。

西澤議員 6 番、西澤です。

ただ今の山内議員と当局側の論議を聞いていまして、やはり湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会、ここで進めた計画そして様々な取組等、それから当組合との関係でですね、やはり矛盾が出ていると私は思います。そして、この広域化をしていきますと勿論、処理施設も大型化に、おのずとになってまいります。そしてそのことが県の要綱でも、先ほどから何度か引用されて読み上げられていますけれど、今まで以上に周辺地域住民の理解と協力が不可欠であり、計画段階で十分な住民説明を行うとともに、地域に配慮した周辺環境対策をというように県が指南をしているところであると思います。そこで、私は、ごみ処理の根本の問題で、今回の広域化とそしてこの当組合が候補地が決まった後の建設、そして稼働、管理運営についての、この組合が責任を持っていく方向だというふうに思いますが、その点についての見直しが、私は最初の段階で必要ではないかというふうに思っています。それは先ほども論議からありましたように、候補地の選定そのもので、石寺地先が破談をした段階の総括が、私はされていないというふうに思っています。それは、破談が寸前の段階でボーリング調査がされて、各自治体にボーリング調査の結果表が配布され、それを見させていただきました。その後、石寺地先については、断念するとなりました。これが、約 4 年ほど前であります。こういう状況をですね、当初始まった湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会、これ平成 13 年に設立されていますが、この協議会とこの当組合ですね、彦根愛犬の広域の組合とは、当初は関係がなかったと思いますが、私はその時は議員でありませんでしたので、流れはわかりませんが、このごみを処理をしていく自治体の責任という関係からですね、犬上の 3 町は、非常に小さい自治体ですので、それぞれの 3 町独自でごみ処理を行うようにという点、一律に枠をはめること自体、無理が生じるというふうに私思いますが、彦根との、そして愛荘町との連携をしてごみ処理を広域化していくということ自体が、大きな壁になっているというふうに思いますが、まず見解を求めたいと思います。

議 長 建設推進室長。

建設推進室長 ごみ処理の広域化について、根本的な見直しが必要ではないかとのご質問にお答えします。

議員もご承知のとおり、一般廃棄物処理の広域化の取り組みについては、「彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町地域循環型社会形成推進地域計画」を平成 22 年 8 月 23 日に提出し、1 市 4 町の枠組みでごみ処理の広域化を図っていくことで、すでに平成 23 年 2 月 2 日、環境大臣の承認を得ております。また、平成 22 年 3 月には、各議会で承認いただいたように、1 市 4 町の新しいごみ処理施設の建設に関する事務を彦根愛知犬上広域行政組合に移管し、当組合を事業主体としているところでございます。

議長 6 番、西澤伸明君。

西澤議員 経過を振り返ってみたいと思うんですが、その点について、お聞きします。この大臣の認可を得る前、同じように石寺地先が候補地として挙げられました。この時点では、広域化協議会とそれから当組合との関係はどのような関係であったのですか。今のように、三津、海瀬で候補地として建設をするというので地元説明会も行われました。石寺地先の場合とは、私が見ている限り 1 つの候補地として、石寺地先が選定がされた段階でですね、組合等との関係が無かったというふうに思いますが、いかがなんでしょうか。

議長 建設推進室長。

建設推進室長 石寺地先の候補地が白紙のときの組合との関係ということですが、先ほども申し上げましたように、組合化が図られましたのは、平成 22 年 3 月に、当組合のほうにごみ処理に関する、建設に関する事務を移管いただいております。ですので、その時については、おっしゃるように、そのときは、彦根犬上の広域行政組合、処理場、最終処分場と葬祭事業の組合でございました。この石寺の方の選定につきましては、促進協議会で行っていたと。

議長 6 番、西澤伸明君。

西澤議員 この湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会の運営決定に関する監視機関、チェック機関、今のところは、この協議会に対する監視機関としてですね見ますと、各自治体、加盟自治体の議会だというふうに思うわけですが、その議会の中で、候補地に対する進行状況の報告自体がされていません。つまり、運営協議会で行われて、ほぼ 90% ですか、そういうふうに候補地が決定される、その段階まで住民の声や住民の意見は届かない、監視機関は届かないという結果になるのではないかと

うふうに思っています。そこで、候補地の決定の経過、そして、どの機関で、どのような形で最終、この候補地、最終の候補地の決定がされていくのか、プロセス上の点ですね、どの機関が決定をしていくのか。つまり、ここに報告をされて、議会が承認をして、最終決定となるのか、それとも各自治体が、加盟自体の議会で承認をされていくのか、それともこの湖東地域一般廃棄物広域化事業促進協議会の総会によって決定されるのか、つまり首長が加盟しているだけで、私、2、3回の総会を見ましたが論議がされません。論議されましても見えてまいりません。傍聴しても、何をしているのか、議案もわかりませんから見えません。そういうところで、どの部分が住民に見える形で候補地を選定し、合理的な、また納得できる状況で決定されていくのかプロセスを説明していただきたいと思えます。

議 長 建設推進室長。

建設推進室長 失礼します。従前からのご説明のとおり、ごみ処理場の施設の候補地の選定につきましては、1市4町の首長で調整をさせていただいて、候補地についてお示しをする、それ以降の事業、個別、具体的な、例えば用地の取得でありますとか、施設の整備、基本計画の策定とか、そういった事業につきましては、こちらの広域行政組合の方でお示しをさせていただいて、議案の審議をされるものと思えます。

議 長 他に、質問の通告書は出ておりません。

議 長 「質問なし」と認めます。

議 長 以上をもちまして、今定例会に付議されました議案は、全部議了いたしました。

これをもちまして平成24年8月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会を閉会いたします。

皆様、ご苦労様でした。

午後 4 時 22 分 閉会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容は正確であることを証するために、ここに署名する。

平成 24 年 9 月 28 日

彦根愛知犬上広域行政組合議会

議 長 北 村 收

議 員 宮 田 茂 雄

議 員 安 藤 博
